社会福祉法人 江北町社会福祉協議会　役員及び評議員の報酬等に関する規程

（趣 旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人江北町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役 員）

第２条　この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

（報 酬）

第３条　役員及び評議員が、その職務のため理事会又は評議員会に出席したときは、報酬として日額 1,500 円を支給する。

但し、監事監査会については日額 4,500 円を支給する。

（費用弁償）

第４条　役員及び評議員が、その職務のため、理事会又は評議員会に出席したときは、別に定める＜社会福祉法人江北町社会福祉協議会役職員旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公 表）

第５条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。